

愛南町議会基本条例

検証結果報告書

令和6年3月

議会運営委員会

1.議会基本条例の検証について

条例の検証について議会基本条例第21条及び実施要綱に基づき議会運営委員会において取り組みました。

2.検証の取り組み状況

回数	開催年月日等	協議内容等
1	令和5年9月1日	条例検証作業(検証方法等協議) 検証評価シートの内容協議
2	令和5年12月1日	条例検証作業(検証方法等協議) 検証評価シート内容の決定 議員に評価依頼の決定
	令和5年12月15日	議員全員協議会で検証方法等の説明 検証評価シートの依頼
	令和6年1月26日	条例検証作業(評価検証シート提出日) 議長を除く13名の提出
3	令和6年2月13日	条例検証作業(集計結果・評価・検討・意見の把握)
4	令和6年2月29日	条例検証作業(結果報告書等協議)
5	令和6年3月8日	議長提出(議員全員協議会で報告)

3.検証方法等について

検証方法：評価検証シートにより議員から評価並びに検討事項等意見を回収し、議会運営委員会において取りまとめ、評価検証を行った。

検証対象期間：令和5年1月1日～令和5年12月31日

4.検証結果について

「愛南町議会基本条例評価検証シート」のとおり

5.検証まとめ

本検証は、議員一人ひとりが各事項において評価検討を行い、その内容を議会運営委員会で取りまとめ評価検証を行いました。

令和4年より採用している評価検証シートによる検証方法は、各議員が自己評価することによって、議会基本条例の認識を深めることになり、また議会運営における課題を把握する意味においても大きな意義がありました。

令和5年の評価内容は、全ての事項において「一部達成された」という評価であり、新しい取組みを実施し一步一步前進していることや議会活性化しているものの議会改革に踏み込めていない等の検証意見がありました。今後は検証で把握された課題等について全議員が共有し、議会として達成に向けて改善策の協議・検討に努めることが重要と考えます。

なお、本検証結果については、議長に提出すると共に議員全員協議会で報告を行います。また、愛南町ホームページに掲載し、広く周知を図ります。

○愛南町議会基本条例の検証に関する実施要綱

令和3年3月19日 令和3年愛南町議会告示第9号

愛南町議会基本条例の検証に関する実施要綱

(趣旨)

1 条 この告示は、愛南町議会基本条例(令和3年愛南町条例第11号。以下「基本条例」という。)第21条の規定に基づき、この条例の目的の達成状況等の検証を円滑に行うため、検証の方法及び検証結果の公表方法等、必要な事項を定めるものとする。

(検証体制)

第2条 基本条例の検証は、議会運営委員会において行うものとする。

(検証項目及び検証対象期間)

第3条 検証項目及び検証対象期間は、議会運営委員会において決定するものとする。

(検証結果の公表等)

第4条 検証結果の公表等については、次のとおりとする。

(1) 議会運営委員会は、検証結果報告書を議長に提出するとともに、議員全員協議会において検証結果の報告を行うものとする。

(2) 議長は、検証結果報告書を議会ホームページに掲載するなど、広く周知を図るものとする。

(その他)

第5条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は議会運営委員会において別に定める。

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

【愛南町議会基本条例 抜粋】

第9章 継続的な検討

第21条 議会は、毎年この条例のとおり運営しているかの検証を議会運営委員会において行うものとする。

2 議会は、前項の検証のほか、町民からの意見、社会情勢の変化、法律の改正等を常に考慮し、必要に応じてこの条例の改正を含む適切な措置を講ずるものとする。

3 議会は、この条例を改正するに当たっては、町民に対する説明責任を果たすため、本会議において改正の理由を説明しなければならない。

I 活動原則及び議会活性化に関する事項			
評価事項	町民の負託に応える議会となることにより町政の健全な発展、町民生活の向上に資する。議会、議長及び議員の活動原則をもとに法令規則等を遵守して議会を運営し、議会活性化に取り組むよう努める。		
評価内容	評価	(前年)	5：十分達成された 4：概ね達成された 3：一部達成された 2：ほとんど達成されていない 1：未着手
	3.6	(3.6)	
評価理由	議会活性化特別委員会の報告にあった、①重要議案の委員会付託の協議、②議会だより発行準備特別委員会の設置、③一般質問における一問一答方式の導入、④車座方式による議会報告・意見交換会を実施するなど、議会活性化は着実に前進しているとの意見が多かった。		
現況及び 取り組み 状況等	<p>1. 議会の審議</p> <p>令和5年3月定例会 原案可決35件、原案承認2件、原案同意1件 原案適任1件</p> <p>令和5年5月臨時会 原案可決2件、原案承認3件、原案同意1件</p> <p>令和5年6月定例会 原案可決7件、原案承認1件、原案同意14件、 報告3件</p> <p>令和5年7月臨時会 原案可決1件、</p> <p>令和5年9月定例会 原案可決10件、修正否決1件、原案認定11件、 原案適任2件、報告4件</p> <p>令和5年11月臨時会 原案不同意1件</p> <p>令和5年12月定例会 原案可決16件、原案承認1件、報告2件、 陳情採択1件</p> <p>2. 委員会活動</p> <p>総務文教常任委員会 令和5年3月報告「公共交通システムの調査研究」 令和5年9月報告「空き家の利活用の調査研究」</p> <p>産業厚生常任委員会 令和5年3月報告「愛南町豊かな自然と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する条例について」 令和5年12月報告「アフターコロナの観光振興について」</p> <p>議会活性化特別委員会 令和5年3月報告「自由討議、委員会主義・本会議主義に関すること」 「議会だより・積極的な情報公開に関すること」 令和5年6月報告「議会報告会・町民との意見交換に関すること」</p> <p>3. 議会活性化</p> <p>(1) 重要案件の抽出の協議を実施 令和5年5月19日 議員全員協議会において執行部からの報告又は</p>		

愛南町議会基本条例評価検証シート

	<p>協議題に対し本会議に係る案件を特定し、委員会付託等の議員協議実施の開始。</p> <p>(2) 一般質問の回数制限撤廃 令和5年3月16日 会議規則改正</p> <p>(3) 一般質問方式の統一 令和5年6月9日定例会 一般質問の「答弁一括」、「答弁分割」の選択制から、「一問一答」方式導入により、質問方式を「一問一答」に統一し、回数制限撤廃による一般質問の運用開始。</p> <p>(4) 議会報告会で車座会議方式による意見交換の実施 令和5年10月19日 議会報告・意見交換会において、対象団体を5団体選定し、議員と参加者が4班に分かれ意見交換を行った。</p>
<p>今後の取り組み (検討項目)</p>	<p>委員会活動の充実など政策提言できる調査研究体制の整備、政務活動費の検討、臨時会において議案の事前説明の機会の設置、基本条例第8条の内容を「議会報告会」から「意見交換や広聴」を目的とする内容に改正することの検討。</p>
<p>関連条文 (抜粋)</p>	<p>第1条 町民の負託に応える議会を実現</p> <p>(1) 議会と議員の役割の明確化</p> <p>(2) 議会の活性化及び充実のために必要な基本的事項の定め</p> <p>第2条 最高規範として尊重</p> <p>(1) 理念・原則を遵守した議会運営</p> <p>(2) 研修による理念の浸透</p> <p>第3条 4つの活動原則</p> <p>(1) 説明責任を果たす</p> <p>(2) 町民の意見の町政への反映</p> <p>(3) 町政の監視・評価</p> <p>(4) 必要に応じた条例・規則の見直し</p> <p>第4条 3つの活動原則</p> <p>(1) 自由討議の重視</p> <p>(2) 町民の意見の的確な把握、不断の研鑽と町民全体の代表者としてふさわしい活動</p> <p>(3) 町民全体の福祉の向上を目指すこと</p> <p>第5条 議長・副議長選出に当たっての所信表明</p> <p>第6条 3つの活動原則</p> <p>(1) 中立・公正な職務遂行</p> <p>(2) 品位の保持</p> <p>(3) 民主的・効率的な議会運営</p> <p>第12条 自由討議の拡大</p> <p>(1) 議員相互の討議の拡大</p> <p>(2) 意見調整としての議員全員協議会</p>

評価事項	Ⅱ 町民と議会に関する事項																							
	「会議の原則公開」と「公聴機会の活用」について公平性と透明性を確保するための取り組みに努める。																							
評価内容	評価	(前年)	5：十分達成された 4：概ね達成された 3：一部達成された 2：ほとんど達成されていない 1：未着手																					
	3.8	(3.9)																						
評価理由	特別委員会を設置して議会だよりの発行準備を進めていること、車座会議方式の議会報告・意見交換会を開催できたこと、会議の原則公開は条例どおり実施されているとの評価がある反面、本会議以外の会議についてもCATVやネットで配信すべき、との意見もあった。																							
現況及び 取り組み 状況等	<p>1. 会議の原則公開、資料の公開</p> <p>(1) 本会議（定例会、臨時会） 会議公開：傍聴、CATV放送、インターネット中継 hp掲載：議事日程、一般質問通告書、議案、所管事務調査報告書、委員会報告書、議員派遣結果報告、会議録 閲覧資料：議事日程、一般質問通告書、議案、所管事務調査報告書、委員会報告書、議員派遣結果報告、報告資料等、会議録 配布資料：議事日程、一般質問通告表 広報掲載：議案等表決結果一覧表</p> <p>(2) 委員会等（常任委員会、議会運営委員会、特別委員会、議員全員協議会、所信表明会） 会議公開：傍聴 hp掲載：会議録 閲覧資料：次第、会議資料 配布資料：次第</p> <p>(3) その他 hp掲載：議員名簿、議長交際費支出状況</p> <p>2. 傍聴者数</p> <p>(1) 本会議</p> <table border="0"> <tr> <td>令和5年第1回定例会（3月）</td> <td>会期11日</td> <td>延べ人数17人</td> </tr> <tr> <td>令和5年第1回臨時会（5月）</td> <td>会期1日</td> <td>人数1人</td> </tr> <tr> <td>令和5年第2回定例会（6月）</td> <td>会期8日</td> <td>延べ人数9人</td> </tr> <tr> <td>令和5年第2回臨時会（7月）</td> <td>会期1日</td> <td>人数1人</td> </tr> <tr> <td>令和5年第3回定例会（9月）</td> <td>会期8日</td> <td>延べ人数20人</td> </tr> <tr> <td>令和5年第3回臨時会（11月）</td> <td>会期1日</td> <td>人数1人</td> </tr> <tr> <td>令和5年第4回定例会（12月）</td> <td>会期8日</td> <td>延べ人数4人</td> </tr> </table> <p>(2) 委員会・議員全員協議会 総務文教常任委員会 8回 延べ人数 1人</p>			令和5年第1回定例会（3月）	会期11日	延べ人数17人	令和5年第1回臨時会（5月）	会期1日	人数1人	令和5年第2回定例会（6月）	会期8日	延べ人数9人	令和5年第2回臨時会（7月）	会期1日	人数1人	令和5年第3回定例会（9月）	会期8日	延べ人数20人	令和5年第3回臨時会（11月）	会期1日	人数1人	令和5年第4回定例会（12月）	会期8日	延べ人数4人
令和5年第1回定例会（3月）	会期11日	延べ人数17人																						
令和5年第1回臨時会（5月）	会期1日	人数1人																						
令和5年第2回定例会（6月）	会期8日	延べ人数9人																						
令和5年第2回臨時会（7月）	会期1日	人数1人																						
令和5年第3回定例会（9月）	会期8日	延べ人数20人																						
令和5年第3回臨時会（11月）	会期1日	人数1人																						
令和5年第4回定例会（12月）	会期8日	延べ人数4人																						

愛南町議会基本条例評価検証シート

	<p>産業厚生常任委員会 6回 延べ人数 0人 議会運営委員会 17回 延べ人数 32人 議会活性化特別委員会 4回 延べ人数 14人 議会だより発行準備特別委員会 4回 延べ人数 2人 内海中学校の利活用に関する特別委員会 5回 延べ人数 14人 議員全員協議会 15回 延べ人数 39人</p> <p>3. 請願等における提出者の説明機会の確保 請願受理件数 0件 陳情受理件数 10件（審査報告1件、議員配布9件、説明機会0件）</p> <p>4. 議会報告会 (1) 10月19日実施 愛南町役場大会議室 参加団体5団体、参加者23人、傍聴者5人 ① 議会の活動状況報告 ② 団体との意見交換 テーマ「暮らしやすい町づくり」 商工会青年部、女性部 愛南地区青年農業者協議会 愛南漁業協同組合青年部、女性部 久良漁業協同組合 地域おこし協力隊</p>
<p>今後の 取り組み (検討項目)</p>	<p>議会広報常任委員会の設置、議会報告・意見交換会の複数回の実施、住民からの要望書に対する丁寧な対応、本会議以外の会議のCATVやネットでの配信。</p>
<p>関連条文 (抜粋)</p>	<p>第7条 会議の公開と公聴機会の充実 (1) 会議の原則公開、資料の公開努力 (2) 公聴会及び参考人制度の活用 (3) 請願等における提出者の説明機会の確保</p> <p>第8条 議会報告会（年1回以上）の開催</p>

評価事項	Ⅲ 議会と行政に関する事項		
	議会が町政の運営状況を「監視、評価」する緊張関係を保持するとともに、広く町政上の議論を行うよう努める。		
評価内容	評価	(前年)	5：十分達成された 4：概ね達成された 3：一部達成された 2：ほとんど達成されていない 1：未着手
	3.7	(3.3)	
評価理由	特別委員会の設置等により執行部との緊張関係を保持できている、一般質問に一問一答方式を導入して論点・争点を明確にできるようになった、との評価があった。また、基本条例第10条の重要施策において論点を明確化するために議会が執行部に求める事項が全て実行されているとは言えない、との意見もあった。		
現況及び取り組み状況等	<p>1. 意見書・決議文の提出</p> <p>令和5年6月 議会だより発行準備特別委員会設置に関する決議 可決</p> <p>令和5年9月 内海中学校の利活用に関する特別委員会設置に関する決議 可決</p> <p>令和5年12月 学校給食の無償化を求める意見書 可決</p> <p>2. 一般質問</p> <p>令和5年 3月定例会 6人</p> <p>令和5年 6月定例会 7人</p> <p>令和5年 9月定例会 6人</p> <p>令和5年12月定例会 3人</p> <p>3. 行政監視機能</p> <p>(1) 答弁事項の対応状況報告</p> <p>令和4年12月定例会分 3件</p> <p>令和5年 3月定例会分 4件</p> <p>令和5年 6月定例会分 10件</p> <p>令和5年 9月定例会分 1件</p> <p>(2) 予算決算における政策説明資料の提出</p> <p>議会基本条例に則り、事業マネジメントシートを予算説明資料に掲載し議会へ提出。また、随時資料請求を行った。</p> <p>(3) 予算提言（2件のうち1件予算化）</p> <p>令和5年度一般会計当初予算</p> <p>①地震・津波災害における指定避難所の整備等 1,000千円（防災対策課）</p> <p>②高校生・大学生への町独自の奨学金制度（学校教育課）</p>		

愛南町議会基本条例評価検証シート

<p>今後の 取り組み (検討項目)</p>	<p>基本条例第 10 条を確実に実行するよう執行部に求めること、予算・決算に関する議員間での更なる勉強会。</p>
<p>関連条文 (抜粋)</p>	<p>第 9 条 執行部の反問 第 10 条 議会審議における論点の明確化 重要政策提案 8 項目の条件 第 11 条 予算及び決算における政策説明資料の提出</p>

<p>評価事項</p>	<p>IV 議会及び事務局の体制整備に関する事項</p>		
<p>評価内容</p>	<p>評価 3.9</p>	<p>(前年) (3.9)</p>	<p>5：十分達成された 4：概ね達成された 3：一部達成された 2：ほとんど達成されていない 1：未着手</p>
<p>評価理由</p>	<p>議員研修については、充実した研修ができたとの評価が多いが、一部には充実した研修であったか疑問がある、との評価もあった。特別委員会の設置については、適切に設置して迅速な対応ができた、との評価があった。議会事務局については、議会活性化に伴い事務量が増加し議事録完成までに相当の時間を要している、との評価があった。</p>		
<p>現況及び 取り組み 状況等</p>	<p>1. 議員研修の充実 (1) 当選議員研修・・・改選年度実施 (2) 議員研修 ①第1回町議会議員研修会 日時・会場：8月4日（金）ANAクラウンプラザホテル松山 講 師：愛媛県市町DX推進統括責任者 菅原直敏 氏 テ ー マ：「自治体DX入門～議会のDX」 講 師：大正大学社会共生学部教授 江藤俊昭 氏 テ ー マ：「議員報酬・政務活動費（+定数）の充実に向けた 論点と手続き」 参加者数：議員12人 ②第2回町議会議員研修会（第61回四国地区町村議会議長会研修会） 日時・会場：10月13日（金）JRホテルクレメント徳島 講 師：共同通信社編集委員兼論説委員 久江雅彦 氏 テ ー マ：「岸田政権の行方～政局展望～」 講 師：料理研究家 浜内千波 氏 テ ー マ：「今から本気で向き合う、体と食事のこと」 参加者数：議員12人 (3) 議会基本条例に関する研修・・・改選年度実施 (4) その他議長が必要と認める研修 ① 全国町村議会議長・副議長研修会 日時・会場：5月23日（火）東京「東京国際フォーラム」 対 象：正副議長（全国町村議会議長会） 講 師：大正大学社会共生学部教授 江藤俊昭 氏 テ ー マ：「町村議会の課題と今後の展望について」 講 師：NPO法人ブロードバンドスクール協会理事 若宮正子 氏 テ ー マ：「町村こそデジタルを-住民のためのデジタル活用法」 講 師：朝日新聞社コンテンツ編成本部次長 三島あずさ 氏</p>		

	<p>テ ー マ：「地方議会とハラスメント」 参加者数：2人</p> <p>② ハラスメント防止議員研修(男女共同参画関連研修) 日時・会場：6月19日(月)愛南町役場 大会議室 講 師：NPO法人こころ塾 村松つね 氏 テ ー マ：「政治分野における男女共同参画の推進 ～ハラスメントの防止対策の必要性～」 参加者数：議員12人</p> <p>③ 議員研修(大学教授等による研修) 日時・会場：8月8日(火)愛南町役場 大会議室 講 師：早稲田大学マニフェスト研究所事務局長 中村 健 氏 テ ー マ：「地域経営に貢献する議会」 参加者数：議員14人</p> <p>④ 議員視察研修 日 時：9月25日(月)～9月27日(水) 場 所：東京都千代田区大手町、千葉県鋸南町、鴨川市 参加者数：議員11人 講 師：弁護士法人淀屋橋・山上合同 弁護士 玉置奈々子 氏 テ ー マ：「広報担当者が知っておきたい法律知識」 講 師：メディアプランナー(株)フォーチュングラフィックス 代表取締役 白木一誠 氏 テ ー マ：「読者を夢中にさせる広報紙づくり 基礎の基礎」 講 師：グラフィックデザイナー 平本久美子 氏 テ ー マ：「やっちはいけないデザイン講座」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道の駅保田小学校視察 (千葉県安房郡鋸南町) ・保田漁協ばんや (千葉県安房郡鋸南町) ・古民家再生宿 MUJI BASE 鴨川 (千葉県鴨川市) ・鴨川市総合交流ターミナルのMUJI みんなみの里 (千葉県鴨川市) <p>⑤ 愛媛県町村議会議長会議長海外研修 日時・会場：10月5日(木)～7日(土) 韓国 対 象：議長(愛媛県町村議会議長会) 参加者数：議長1人</p> <p>⑥ 愛媛県町村議会議長会議長視察研修 日時・会場：11月28日(火) 東京都福生市 航空自衛隊横田基地 対 象：議長(愛媛県町村議会議長会) 参加者数：議長1人</p> <p>2. 特別委員会の設置</p> <p>① 議会活性化特別委員会 (令和3年12月10日設置～令和5年6月9日終了) 目的：議会活性化に関する調査研究 定数：7人</p>
--	--

愛南町議会基本条例評価検証シート

	<p>② 議会だより発行準備特別委員会（令和5年6月12日設置） 目的：議会だよりの発行準備に関する調査研究 定数：6人</p> <p>③ 内海中学校の利活用に関する特別委員会（令和5年9月15日置） 目的：内海中学校の利活用に関する調査研究 定数：13人</p> <p>3. 議会事務局（令和5年4月1日現在） 職員数：3人（兼務2人、専任1人）</p> <p>4. 議会図書室の利用状況 図書借覧（議員）延べ人数2人、2冊 図書閲覧（一般）0人</p>
<p>今後の 取り組み (検討項目)</p>	<p>特別委員会の適切な設置、行政視察研修における経費削減、デジタル化の推進に関する研修の検討、議会図書室の図書の充実及び開架方式とすることの検討、議事録完成時間の短縮。</p>
<p>関連条文 (抜粋)</p>	<p>第13条 議員研修の充実強化 第14条 特別委員会の適切な設置運営 第15条 議会事務局の体制整備 第16条 議会図書室の充実</p>

愛南町議会基本条例評価検証シート

	V その他に関する事項		
評価事項	議員は町民全体の代表者として高い倫理性を常に自覚して行動することに努める。災害対応として町長等と協力し危機管理体制の整備に努めること。また基本条例の目的達成状況等検証し継続的な検討を行うよう努める。		
評価内容	評価	(前年)	5：十分達成された　　4：概ね達成された
	3.2	(3.1)	3：一部達成された 2：ほとんど達成されていない　1：未着手
評価理由	議会の災害対応・危機管理体制等が機能していない、議員定数や議員報酬の検討が進んでいない、との評価があった。		
現況及び 取り組み 状況等	<p>1. 災害対応 該当なし</p> <p>2. 継続的な検討 令和5年3月6日 条例検証結果提出（令和4年分） 令和5年3月8日 議員全員協議会で報告 検証委員会：議会運営委員会 検証作業期間：令和4年9月～令和5年2月 検証方法：評価検証シートにより議員から評価並びに検討事項等意見回収し、議会運営委員会において取りまとめ、評価検証。 検証評価期間：令和4年1月1日～令和4年12月31日</p>		
今後の 取り組み (検討項目)	災害対応・危機管理体制の構築及び訓練、BCP計画の策定、議員報酬の改定について検討、コンプライアンス研修の充実。		
関連条文 (抜粋)	<p>第17条 町民全体の代表者としての高い倫理性</p> <p>第18条 議員定数の改正</p> <p>第19条 議員報酬の改正</p> <p>第20条 災害対応</p> <p>(1) 町長と協力した危機管理体制の整備</p> <p>(2) 議会災害対応要綱による活動</p> <p>第21条 条例による運営状況の検証</p> <p>(1) 議会運営委員会による検証</p> <p>(2) 必要に応じた条例改正と説明責任</p> <p>第22条 この条例に定めのないものについては、議長が議員全員協議会を招集し、その意見を参考に決定</p>		